

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 2 日

各 田辺市指定介護サービス事業者（実施法人）代表者 様

田辺市 保健福祉部長
(公 印 省 略)

令和 6 年度介護報酬改定に係る加算関連の届出について（通知）

平素より、介護保険事業にご尽力をいただきありがとうございます。

標記について、令和 6 年 3 月 28 日付厚生労働省老健局等事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」において、今回の報酬改定に伴い義務化された、「高齢者虐待防止措置実施の有無」「業務継続計画策定の有無」の 2 点について、新たな届出がない場合は、「減算型」とみなすとの取扱いが示されました。

つきましては、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表のうち「高齢者虐待防止措置実施の有無」「業務継続計画策定の有無」の 2 点について義務化の対象となるサービス種別の施設、事業所等で基準を満たしている場合は、他の加算の取得や変更の有無に関わらず届出が必要となります。

基準を満たしている場合は、「2 基準型」にチェックのうえ届出いただきますようお願いいたします。（※届出がない場合は「1 減算型」とみなします。）

なお、「高齢者虐待防止措置実施の有無」「業務継続計画策定の有無」の項目以外に変更がない場合に限りメールでの提出を可とします。（その他変更がある場合は、持参または郵送とします。）

- 提出期限
 - ・従前どおり令和 6 年 4 月 15 日（郵送の場合は 15 日消印有効）
 - 提出書類（※他の変更がない場合）
 - ・介護給付費（介護予防日常生活総合事業費）算定に係る体制等に関する届出書
 - ・介護給付費（介護予防日常生活総合事業費）算定に係る体制等状況一覧表
- ※ 別紙<参考>を併せてご確認の上、届出願います。

担 当：やすらぎ対策課 指導係 T E L：0739-33-7033 アドレス：yasuragi-shidou@city.tanabe.lg.jp

<参考>

なお、本通知の参考資料として下記の内容もご確認ください。

○「高齢者虐待防止措置実施の有無」及び「業務継続計画策定の有無」の届出について

- ・令和6年度報酬改定により、「高齢者虐待防止措置実施の有無」及び「業務継続計画策定の有無」については、届出がない場合は令和6年4月1日から自動的に「1:減算型」とみなされます。

要件を満たす事業所については、「2:基準型」の区分での届出が必要となりますので、必ず御提出ください。

【対象サービス】

・高齢者虐待防止措置実施の有無

- : 全サービス(居宅療養管理指導、特定福祉用具販売、福祉用具貸与、居宅介護支援は除く)
- : 以下の要件を全て満たす事業所は必ず「2:基準型」の区分で届出をしてください。

【要件】

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ・虐待の防止のための指針を整備すること。
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

※ 居宅介護支援については届出の必要はありませんが、要件を満たさない場合は令和6年4月1日から請求時に減算を適用してください。

・業務継続計画策定の有無

- : 全サービス(居宅療養管理指導、特定福祉用具販売は除く。)
- : 以下の要件をみたす事業所は必ず「2:基準型」の区分で届出をしてください。

【要件】

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 経過措置: 要件を満たさない場合でも、令和7年3月31日までの間は、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しないため、「2:基準型」の区分で届出をしてください。(令和7年3月31日までに要件を満たさない場合は改めて「1:減算型」の区

分での届出が必要です。)

※ 訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援は、令和7年3月31日までは減算を適用しないため、令和6年4月15日までの届出は不要です。

○WAMNET

・介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（確定版）（令和6年3月28日事務連絡）

URL：<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail?gno=20501&ct=020050010>

- ： I-資料3① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について
- ： I-資料6 介護給付費算定の届出等に係る留意事項について
- ： II-資料5 介護予防・日常生活支援総合事業費算定の届出等に係る留意事項について